

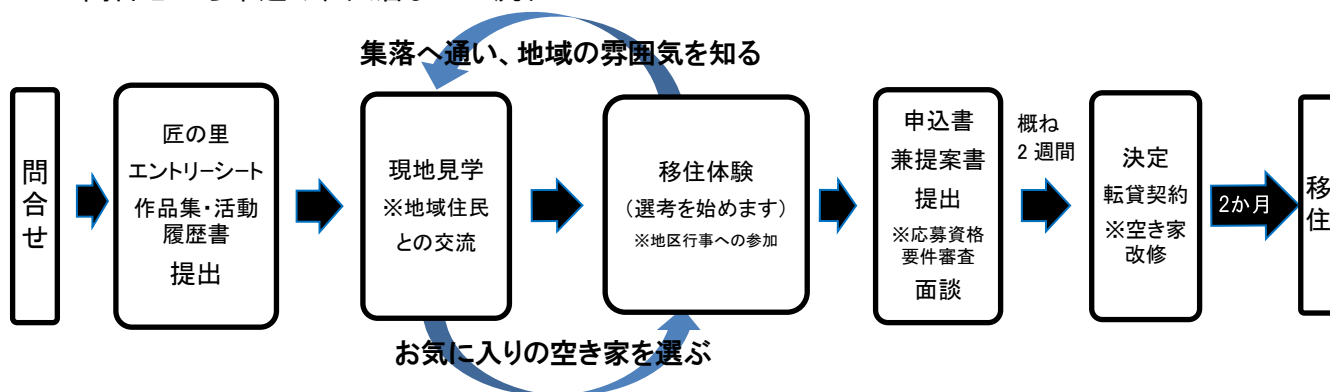


## 糸魚川ジオパーク 匠の里創生事業募集要項

### 1 募集概要

- (1) 市内根知地区へ移住を希望される手づくり作家やクリエイターの家族を募集します。  
なお、家族以外の同居人との移住(シェアハウス)又は単身者の方も応募可能ですが、詳しくは下記応募要件をご覧ください。
- (2) 地区内の空き家を糸魚川市が借上げ、一部を改修し移住希望者へ貸出します。
- (3) 本住宅は、糸魚川市と家主が賃貸借契約を結び、移住者へ転貸するものです。
- (4) 本住宅は、入居者の生活及び作品制作に伴う部分的な改修が可能です(要相談)。
- (5) 市は平成34年3月31日まで家賃、光熱水費、下水道費の日常生活にかかる部分を支援します。

### 2 問合せから申込み、入居までの流れ



申込書を受付後、すみやかに選考します。選考後、2か月程度で移住していただく予定です。

### 3 応募要件 次の要件のすべてに該当する人(世帯)です。

- (1) 手づくり作家やクリエイターであること。  
※手づくり作家：作品を制作から販売するまでを生業とする方。  
※クリエイター：イラストレーター、デザイナー、プロカメラマン等を生業とする方。
- (2) 自治会に加入し、地域の自治会活動、地域づくりに協力できる方。
- (3) 平成32年3月31日までに、地元イベント等で展示・活用する作品を制作し、糸魚川市へ納品できる方(糸魚川市が制作を委託します)。
- (4) 平成32年3月31日までに入居の上、糸魚川市へ転入届を提出できる方。
- (5) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下同じ。)がある世帯。  
※同居親族が婚約者である場合は、入居日までに婚姻する人に限ります。  
なお、創作活動を共に行う方との同居又は単身者も可能としますが、年齢、現在の活動内容等を加味し、選考します。
- (6) 糸魚川市の移住定住施策及び地域づくり全般、匠の里創生事業関連イベントに協力できる方。
- (7) 移住後の住まいの修繕やDIYは各自で行える方(業者委託可能)
- (8) 本人及び現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

#### 4 応募の方法

電話もしくはメール等でお問い合わせください。その際に応募要件から移住までの流れを説明します。その後は、「匠の里エントリーシート(別紙様式第1号)」を提出していただきます。

- (1) 募集期間 平成31年4月26日から平成31年10月31日まで(土・日・祝日は除く)  
※問合せ及び申込み受付対応時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付場所 糸魚川市 総務部 企画定住課 人口減対策係  
〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号 TEL025-552-1511  
Eメール [kikaku@city.itoigawa.lg.jp](mailto:kikaku@city.itoigawa.lg.jp)
- (3) 提出書類(様式は糸魚川市ホームページからダウンロードできます)  
ア 匠の里エントリーシート 兼 作品集・活動履歴書(別紙様式第1号)  
イ 申込書 兼 提案書(別紙様式第2号)  
※申込書は現地見学及び地域住民との交流後に提出してください。  
また、市が制作委託する作品と活用方法、工房・居住空間の改修計画などを提案していただきます。

#### 5 入居者(移住者)の選考及び決定

入居者の選考は、糸魚川市及び地域住民との面談・書類審査により決定し、通知します。現地見学の際に地域住民との交流の場を設けますので、申込みまでに良好な関係を築けるよう心がけてください。

なお、創作活動を共に行う方との同居又は単身者も可能としますが、年齢、現在の活動内容等を加味し、選考します。

#### 6 移住希望者へのサポート

- (1) 現地見学では、空き家を選んでいただくとともに地域住民との交流の場及び地区行事等に参加する機会をつくり根知地区での暮らしをイメージしていただきます。
- (2) 事前に予約を入れていただければ、空き家をご案内いたします。
- (3) 現地見学、移住体験の際は宿をご紹介します(個人負担 1泊一人1,000円～)。
- (4) ご希望があれば市内企業の求人情報を紹介します。また就農、起業等についてもご相談ください。
- (5) 転入手続き、その他移住までの不明な点も移住希望地区との連携によりサポートします。

#### 7 移住後に実践していただきたいこと

- (1) 積極的に地域の行事・活動へ参加し、地域住民と密接な関係を構築してください。
- (2) 市内及び移住地区内の活動状況の情報を発信してください。
- (3) 住宅に設置した工房で作品を展示し、地域住民及び観光客と交流を深めてください。